平成２５年（フ）第２１０号
新潟県長岡市関原町３丁目甲193番地
債務者　吉田　雅博
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
三重県志摩市浜島町浜島3531番地
債務者　道嶋　和壽
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
岡山県倉敷市日ノ出町２丁目６番１号　102号
債務者　難波真由美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４４３号
大分県別府市大字鶴見2300番地の26　コーポやまなみ102号
債務者　齊藤　陽市
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県枕崎市岩戸町597番地１
債務者　園田　明美
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１４２０号
さいたま市大宮区大成町１丁目197番地１パープルパピヨン302号
債務者　坂常　　桂
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４７号
埼玉県久喜市野久喜256番地36　久喜ハイツ102号
債務者　染谷　守彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７１号
さいたま市浦和区岸町４丁目11番３号
債務者　宮川　武明
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８４号
さいたま市桜区道場１丁目７番21号
債務者　折戸　豊秀（旧姓松藤）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９３号
さいたま市浦和区仲町２丁目16番２号　コーポ野沢102
債務者　中村　道男
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９４号
さいたま市浦和区岸町３丁目１番６―211号
債務者　長谷川五男
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５００号
埼玉県蕨市中央３丁目22番12号　第５正栄荘201号
債務者　野澤　暦代
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０１号
埼玉県蕨市中央３丁目22番12号　第５正栄荘201号、旧住所埼玉県蕨市中央３丁目５番１号　中央マンション111号
債務者　野澤　義和
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２４号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目17番２号
債務者　勝田　智美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４２号
埼玉県戸田市早瀬２丁目27番19号　内田荘201号室
債務者　井上　美幸
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
埼玉県所沢市上新井３丁目62番地の４　平野ハイツ101、前住所埼玉県所沢市寿町18番１号　プレジオU―203
債務者　松永　多門
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６１９号
埼玉県富士見市関沢３丁目25番35号
債務者　茂木美代子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部